

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

(名古屋市健康福祉局介護指導課)

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者は法令遵守等の管理体制の整備が義務付けられました。事業所が整備すべき管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

1. 事業所が整備する業務管理体制

業務管理体制整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規定(=以下「法令遵守規程」)の整備	業務が法令に適合することを確保するための規定(=以下「法令遵守規程」)の整備
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

注) 事業所等の数には、**介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが**、みなし事業所は除いてください。(介護サービス事業所が併せて予防介護サービス事業所の指定を受けている場合、事業所数は「2」として数えます)

2. 届出書に記載すべき事項

(介護保険法施行規則第140条の40)

届出事項	対象となる介護サービス事業所
事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者
「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者

3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

区分	届出先
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
上記以外の事業者	地方厚生局長
地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
および 以外の事業者	都道府県知事

上記表 に該当する事業者は本市へ届出をお願いします。

その他、 及び の場合の届出方法は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

4. 届出に必要な様式及び届出方法

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

様式について

届出が必要となる事由	様式	記入要領・記入例
業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (介護保険法第115条の32第2項)	第1号様式 (必要であれば 添付資料)	記入要領1
事業所等の指定等により事業展開地域が 変更し届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項) 注) この区分の変更に関する届出は、変更前の行政 機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る 必要があります。	第1号様式	記入要領2
届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項) ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。 ・事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理 体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響 を及ぼさない軽微な変更の場合	第2号様式	記入要領3
<p>事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け 出なければなりません。 ただし、の届出については、経過措置期間が設けられ、平成21年10月31日までに 届出することとされております。</p>		

届出方法及び届出期間について

届出は郵送にて、9月30日までに行っていただきますようお願いいたします。

前頁のとおり「届出が必要となる事由」に対応した様式(最初に提出いただくものは第1号様式)を記入要領等を参考にご記入いただき、**届出書の1部を下記まで郵送**してください。

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局介護指導課指定指導係

電話 052(972)2539 FAX 052(972)4147